**財産管理のこと**

**◎自分で財産の管理ができなくなったら、誰に財産の管理を  
お願いしたいですか？**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①　配偶者　　　　　　　　　　　　　④　親族（　　　　　　　　）  ②　子　（　　　　　　　　）　　　　⑤　任意後見制度を利用する※  ③　兄弟・姉妹（　　　　　　　　）　⑥　特にいない  **※「任意後見制度」**とは  現在、判断能力のある人が、将来認知症などで判断能力が低下した時のために、財産管理や公的手続きなどの行為を本人に代わって行う人(任意後見人)を決めておき、十分な判断能力がなくなった時に、任意後見人が必要な手続き支援を行う制度です。  任意後見人は、公証人が作成する公正証書で契約を結んでおく必要があります。 | | |
| **記入日**  **(誕生日や元旦などの節目)** | **該当する番号** | **私の思いを記入しましょう** |
| **年　　　月　　　日**  **（　　　歳）** |  |  |
| **年　　　月　　　日**  **（　　　歳）** |  |  |
| **年　　　月　　　日**  **（　　　歳）** |  |  |

**◎成年後見制度を利用したいですか？**記入日　　年　　月　　日（　　歳）

|  |
| --- |
| **※「成年後見制度」**とは  認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が、経済的な不利益等を受けないよう支援する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の３つに区分されており、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが、本人の利益を考えながら、本人を代理して日常生活上の契約や財産管理などの支援を行います。 |
| □ 利用したい　 　　　 　　　　□ 利用したくない |

**◎財産・成年後見制度についての連絡先**

|  |
| --- |
| 公証役場　…財産について |
| 大津公証役場　☎ ０７７－５２３－１７２８  　　　　　　　近江八幡公証役場　☎ ０７４８－３３－２９８８  　　　長浜公証役場　☎ ０７４９－６３－８３７７ |
| 守山市地域包括支援センター　…成年後見制度について |
| ☎０７７－５８１－０３３０ |